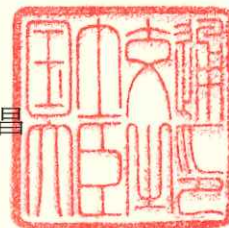


国海員第 90 号
令和 7 年 7 月 22 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 57 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 486 号

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について

諮問理由

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について

1. 背景

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）において、労働者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、事業者から労働者に対する、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮や育児期の柔軟な働き方を実現するための措置に係る義務が規定された。

改正法の一部施行（令和 7 年 10 月 1 日）に伴い、船員に関しても当該支援措置の詳細を定めるため、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針」（平成 22 年国土交通省告示第 703 号。以下「船員育介指針」という。）についても、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

改正法第 2 条による改正後の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号。以下「新育介法」という。）第 21 条、第 23 条の 2、第 23 条の 3 及び第 25 条の労働者の仕事と育児の両立について事業主が講ずべき措置等に関する指針となるべき事項について、同法第 60 条第 2 項の規定により準用し読み替えて、船員に適用される事項を、船員育介指針において以下のとおり定めることとする。

（１） 妊娠・出産等の申出時等の、仕事と育児の両立に関する船員への個別の意向の聴取と配慮（新設）【船員育介指針第二 三の三関係】

- ① 新育介法第 21 条第 2 項の規定の準用に基づき、就業に関する条件に係る船員の意向の聴取のほか、育児休業後の復帰時や船員から申出があった際等に、当該船員の意向を確認することが望ましいものであることを規定する。
- ② 新育介法第 21 条第 3 項の規定の準用に基づき、船員の就業に関する条件に係る意向に対して、当該事業所の状況に応じつつ、例えば次に掲げる事項について配慮することが考えられることを規定する。
 - ・ 始業及び終業の時刻
 - ・ 就業の場所
 - ・ 業務量
 - ・ 子の養育に関する制度を利用することができる期間
 - ・ その他労働条件
- ③ ②のほか、当該意向の配慮について、次に掲げる場合に応じ、望ましい対応

を規定する。

- (i) 船員の子に障害がある場合や子が医療的ケアを必要とする場合であって、当該船員が希望するときには、短時間勤務の制度や子の看護等休暇等の利用が可能な期間を延長すること。
- (ii) 船員がひとり親家庭の親である場合であって、当該船員が希望するときには、子の看護等休暇や船員が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇等の付与日数に配慮すること。

(2) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（新設）【船員育介指針第二八の二関係】

新育介法第 23 条の 3 第 1 項の規定の準用に基づき、3 歳から小学校就学前の子を養育する船員に関し、事業主が行う柔軟な働き方を実現するための措置として、以下に掲げるものから 2 つ以上の措置を選択し、講じなければならないとされたところ。

- ・ 陸上勤務の措置
- ・ 短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置
- ・ 育児のための所定労働時間の短縮措置
- ・ 労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇を与えるための措置
- ・ 労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの

① 柔軟な働き方を実現するための措置の具体的な内容について以下のとおり定める。

- (i) 新育介法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の規定の準用に基づき、「陸上勤務の措置」は、船員が利用をすることができる陸上勤務の日数は原則として 1 年につき 30 日以上とする措置を含むものとした上で、船員の希望を勘案しつつ当該日数に満たない日数とすること等により、制度の柔軟な利用が可能となるように配慮することが望ましいことを規定する。
- (ii) 新育介法第 23 条の 3 第 1 項第 3 号の規定の準用に基づき、「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、船舶の停泊中における 1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含むものとした上で、1 日の所定労働時間を 5 時間とする措置又は 7 時間とする措置、1 週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、休日を週休 3 日とする措置等も併せて設定することが望ましいものであることを規定する。
- (iii) 新育介法第 23 条の 3 第 1 項第 4 号の規定の準用に基づき、「休暇を与えるための措置」は、船員の勤務の状況等が様々であることに対応し、時間単位での休暇の取得を認めること等により、制度の柔軟な利用が可能となるように配慮することを規定する。
- (iv) 新育介法第 23 条の 3 第 3 項の規定の準用に基づく労使協定の締結により、

新育介法第 23 条の 3 第 1 項第 4 号の規定の準用に基づく船員が、就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の取得を国土交通省令で定める半日単位でできない「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、半日単位で当該休暇を取得することが困難と認められる業務」の例を、以下のとおり規定する。

- ・ 短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員
- ・ 船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

② 事業主が新育介法第 23 条の 3 第 1 項の規定の準用に基づき、「柔軟な働き方を実現するための措置」を講じる際の対応について

- (i) 職場の実情を適切に反映するため、事業所の業務の性質、内容等に応じて講じる措置の組み合わせを変えるなどの措置を講ずることが望ましいものであること、また、船員が利用できないことがあらかじめ想定できる措置を講ずることは、事業主が措置義務を履行したことにはならないことを踏まえ、船員が講じられた措置を利用できるよう企業全体で措置を考えるだけではなく事業所単位で措置を考えるなど、それまでの各制度の事業所における活用状況にも配慮することが望ましいものであることを規定する。
- (ii) 例えば 3 つ以上の措置を講ずることや、講じた措置について多様な内容の措置を設定すること等、可能な限り船員の選択肢を増やすための工夫をすることが望ましいものであることを規定する。
- (iii) 例えば短時間勤務の制度を選択した船員が、当該措置を利用しながら陸上勤務の措置に準じた措置を利用することができる社内制度とするなど、船員が選択した措置と併せて、その他の制度を同時に利用することができる社内制度とすることが望ましいものであることを規定する。
- (iv) 船員が「柔軟な働き方を実現するための措置」の適用を容易に受けられるようにするため、あらかじめ、当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを船員に周知させるための措置を講ずるように配慮すること及び、当該措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものとするに配慮することを規定する。

③ 新育介法第 23 条の 3 第 4 項の規定の準用に基づき、事業主が「柔軟な働き方を実現するための措置」を講ずるためにあらかじめ船員から意見を聴くに当たって、子を養育する船員からの意見聴取や船員に対するアンケート調査も併せて行うことが望ましいものであることを規定する。

④ 新育介法第 23 条の 3 第 1 項の規定の準用に基づき、「柔軟な働き方を実現するための措置」を利用する船員について、当該船員の家庭や仕事の状況が日々変化する場合があることを踏まえ、船員が選択した制度が当該船員にとって適切であるかを確認すること等を目的として、同条第 5 項の規定の準用に基づく面談等を実施した以降においても、定期的な面談等を実施することが望ましいも

のであることを規定する。

(3) 育児期の両立支援のための定期的な面談（新設）【船員育介指針第二十の二関係】

子を養育する船員については、育児期に当該船員の仕事と育児の両立に係る状況やキャリア形成に対する考え方等が変化する場合があることを踏まえ、新育介法第23条の3第5項の規定の準用に基づく面談等のほか、妊娠・出産等の申出時や育児休業後の復帰時、所定労働時間の短縮措置や新育介法第23条の3第1項の規定の準用に基づく「柔軟な働き方を実現するための措置」の利用期間中等においても、定期的な面談等を実施することが望ましいものであることを規定する。

(4) 心身の健康への配慮（新設）【船員育介指針第二十の三関係】

子を養育する船員や家族を介護する船員に対し、短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置や陸上勤務の措置を講ずるに当たって、長時間労働等により心身の健康の不調が生じることのないよう、当該船員について事業主が配慮を行うことを規定する。当該配慮等の例として、適正な労務管理をすること、面談を実施し船員の健康に関する状況を把握し配慮すること等が考えられることを規定する。

また、事業主が船員に対して船員自身による心身の健康保持を励行することが望ましいものであることを規定する。

(5) 不利益処分の禁止（改正）【船員育介指針第二十三関係】

育児休業、子の看護等休暇の取得などを理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たって、船員に関する雇用管理に係る留意事項を現在規定しているところ、新育介法による柔軟な働き方を実現するための措置の申出や取得、また、意向聴取によりその意向を確認された船員の意向を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止についても、規定に追加する。

(6) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年9月下旬

施 行：令和7年10月1日（水）（改正法の一部施行日）